

【大崎圏域住民へのお知らせ】

指定ごみ袋特例措置の実施期間を再延長します

指定ごみ袋が購入できない場合の特例措置について、実施期間を以下のとおり延長します。
製造メーカーのご協力により、前年同数程度の指定ごみ袋を納品していただいておりますので、
圏域住民の皆様におかれましては、引き続き過度なご購入をお控え頂きますようお願いいたします。

指定ごみ袋を購入できない場合は、中身が見える市販の透明・半透明の袋（30L～45Lサイズに限る）でご家庭のごみを出すことができます。

実施期間を **7月31日（金）** まで再延長します

使用できる袋：中身が見える市販の透明・半透明の袋（30L～45Lサイズに限る）
※市販の袋を使用する際は、破れて中身が飛び散らないように、工夫して出してください

燃やせるごみ：袋に「燃やせるごみ」と大きく書いて出してください。

中身が見える透明・半透明の袋

⇒収集します



中身が見えない色付きの袋

⇒収集しません



プラスチック：袋に「プラスチック」と大きく書いて出してください。

中身が見える透明・半透明の袋

⇒収集します



中身が見えない色付きの袋

⇒収集しません



✓ 30L～45L以外の袋は不可

✓ 他自治体の指定ごみ袋は不可

✓ 持ち手の有無はどちらでも可（中身が出ないようにしっかり縛ること）

このお知らせは大崎地域広域行政事務組合ウェブページにも掲載されております

問い合わせ先：大崎地域広域行政事務組合 業務課（電話番号：0229-25-8867）



大崎広域
ウェブページ